

新たに農業を始めたい(1)

新規就農者育成総合対策の1(経営発展支援事業)(国・県)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

就農後の経営発展のために機械・施設を導入する場合の事業費を補助するもの。(県支援分の2倍を国が支援。)

対象要件は？

- ・独立・自営就農時の年齢が49歳以下であり、次世代を担う農業者になることについて強い意欲を示していること。
- ・事業実施年度または前年度に農業経営を開始する認定新規就農者であること。
- ・目標地図(または人・農地プラン)に位置付けられている、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ・農地の権利を有することや主要な農業機械を所有している(または借りている)こと 等

補助率などは？

補助率 : 県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2)

例 : 国1/2、県1/4、本人1/4

支援額 : 補助対象事業費の上限 1,000万円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費の上限 500万円

対象経費 : 機械(軽トラックは除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新種・改植、機械等リース料等

※初期投資的な経費が対象。本人負担分について融資を受けていることが必要です。

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 計画書の提出
- (3) 申請書の提出
- (4) 助成金の交付